

名家連ニュース

平成30年12月7日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 567号

☆☆前号に続き「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課の資料」の紹介です☆☆

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

- ◆ 保健・医療・福祉関係者が情報共有や連携を行う協議の場の構築
 - ◆ 障害保健福祉圏域及び市町村ごとの協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村等との重層的な連携による支援体制の構築の推進
 - ◆ 障害福祉計画、医療計画で示された目標の達成に向けた取組の強化
- ▷ 保健・医療・福祉による協議の場は定期的な開催を原則とする（1ヶ月に1回程度）
 - ▷ 協議の場においては個別事例の検討、各計画の進捗状況の確認（PDCAサイクルの実施）等を行う
 - ▷ ピアサポーターの活躍の場の拡大のためのピアサポーターの養成等に取り組む
- 支援体制の強化、専門性の向上、人材育成、関係機関の連携強化、ノウハウ蓄積等、新事業を活用し、各地域で、アウトリーチ支援実施に関する地域の基盤を整備する。



障害者基本計画 — 障害者基本法で都道府県市町村に策定義務付け

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 **都道府県は**、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「**都道府県障害者計画**」という。）を策定しなければならない。



3 **市町村は**、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「**市町村障害者計画**」という。）を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 **都道府県は**、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

6 **市町村は**、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。



8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。